

## 【事例1】食品による子どもの窒息・誤嚥事故に注意！一気管支炎や肺炎を起こすおそれも、硬い豆やナッツ類等は5歳以下の子どもには食べさせないでー(令和3年1月20日)

### 【公表資料】



News Release

令和3年1月20日

#### 食品による子どもの窒息・誤嚥事故に注意！ 一気管支炎や肺炎を起こすおそれも、硬い豆やナッツ類等は5歳以下の子どもには食べさせないでー

厚生労働省の人口動態調査によると、平成26年から令和元年までの6年間に、食品を誤嚥<sup>ごえん</sup>して窒息したことにより、14歳以下の子どもが80名死亡していました。そのうち5歳以下が73名で9割を占めていました。特に注意が必要なのは、奥歯が生えそろわず、かみ砕く力や飲み込む力が十分ではない子どもが豆やナッツ類を食べると、のどや気管に詰まらせて窒息してしまったり、肺炎を起こしたりするリスクがあることです。嚥下シミュレーターを使用し、豆類による窒息・誤嚥について解析したところ、口の中に豆類が入ったまま走る、寝転がる等の運動を行ったり、リクライニングしながら食べたりすると咽頭に入り込みやすくなり、窒息・誤嚥のリスクが高くなることや、豆類が小さかったり、呼吸中など気道が広がっていたりすると、喉頭や気管まで入り、窒息のリスクが更に高くなることが分かりました。

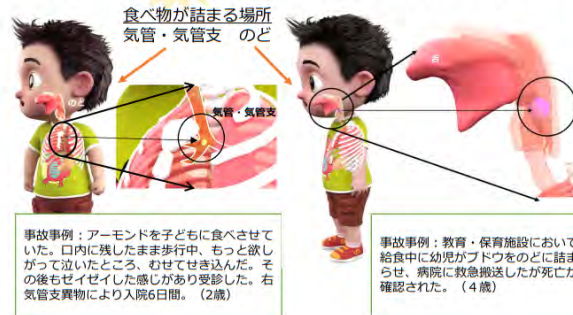
これらを踏まえ、窒息・誤嚥事故防止のため、以下のことに注意しましょう。

- (1) 豆やナッツ類など、硬くてかみ砕く必要のある食品は**5歳以下の子どもには食べさせないで**ください。  
喉頭や気管に詰まると窒息しやすく、大変危険です。小さく砕いた場合でも、気管に入りこんでしまうと肺炎や気管支炎になるリスクがあります。
- (2) ミニトマトやブドウ等の球状の食品を丸ごと食べさせると、窒息するリスクがあります。乳幼児には、4等分する、調理して軟らかくするなどして、よくかんで食べさせましょう。
- (3) 食べているときは、姿勢を良くし、食べることに集中させましょう。  
物を口に入れたままで、走ったり、笑ったり、泣いたり、声を出したりすると、誤って吸引し、窒息・誤嚥するリスクがあります。
- (4) 節分の豆まきは個包装されたものを使用するなど工夫して行い、子どもが拾って口に入れられないように、後片付けを徹底しましょう。

食べ物又は異物が気管に入ること。

#### 食品による子どもの窒息・誤嚥事故に注意！ 一気管支炎や肺炎を起こすおそれも、硬い豆やナッツ類等は5歳以下の子どもには食べさせないでー

厚生労働省の人口動態統計の調査票情報(平成26年から令和元年までの6年間分)を基に、消費者庁で独自に分析を行ったところ、食品を誤嚥して窒息したことにより、14歳以下の子どもが80名死亡していました。そのうち5歳以下は73名でした。

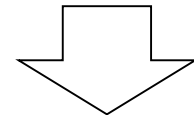


- (1) 豆やナッツ類など、硬くてかみ砕く必要のある食品は**5歳以下の子どもには食べさせないで**ください。  
喉頭や気管に詰まると窒息しやすく、大変危険です。小さく砕いた場合でも、気管に入りこんでしまうと肺炎や気管支炎になるリスクがあります。

- (2) ミニトマトやブドウ等の球状の食品を丸ごと食べさせると、窒息するリスクがあります。乳幼児には、4等分する、調理して軟らかくするなどして、よくかんで食べさせましょう。

- (3) 食べているときは、姿勢を良くし、食べることに集中させましょう。  
物を口に入れたままで、走ったり、笑ったり、泣いたり、声を出したりすると、誤って吸引し、窒息・誤嚥するリスクがあります。

- ・ 14歳以下の子どもが食品の誤嚥によって窒息し、死亡した事故が平成26年から令和元年までの6年間で80件発生。
- ・ そのうち5歳以下が73件で9割を占めていた。



- ・ 令和3(2021)年1月20日消費者庁が注意喚起を実施したほか、ポスターを公表。
- ・ 食品の中でも豆やナッツ類については特に注意が必要である旨周知。

詳しくは：消費者庁ウェブサイト 生命・身体にかかわる危険  
<https://www.caa.go.jp/notice/caution/life/>




問合せ先：消費者安全課 TEL03-3507-9137  
FAX03-3507-9290



## 【事例2】トランポリンパークでの事故に関する消費者安全法第38条に基づく注意喚起 (令和4年9月20日)

### 【公表資料】



News Release  
令和4年9月20日

特定のトランポリンパーク<sup>1</sup>を中心に事故が続いています！  
— 施設から注意をされなくても、宙返り等の危険な行為は止めましょう —  
(消費者安全法第38条第1項に基づく注意喚起)

消費者庁では、令和2年12月以降、トランポリンパークでの事故について注意喚起を行ってまいりましたが、その後も、特定のトランポリンパークを中心に事故が発生しているため、消費者安全法(平成21年法律第60号)第38条第1項に基づき、注意を呼びかけます。

トランポリンパークでは、体を動かして跳躍する楽しさから夢中になりがちですが、注意事項を守って正しく利用しないと、落下や転倒、衝突により骨折や神経損傷等の重大な事故につながるおそれがあります。

**①遊ぶ時に注意すること**

- 遊戯施設の利用規約や禁止事項をよく確認し、正しく使用しましょう。

以下の注意事項は、その施設で禁止事項とされていなくても、自身の安全を確保するため、必ず守りましょう。

- トランポリンを利用する際は、いきなり高く跳ぶことや、宙返りなどの危険な行為はやめましょう。
- 公式競技にも使用されるような、高く跳躍できるトランポリンを使用する際は、危険性を理解した上で、無理のない範囲で使用しましょう。
- 1つのトランポリンは1人ずつ使用しましょう。

**②施設を遊ぶときに注意すること**

- 監視員が配置され、十分に監視をしているか確認しましょう。

<sup>1</sup> 本発表においては、本発表で複数のトランポリンが設置されている遊戯施設を「トランポリンパーク」としています。

1

なお、消費者庁が、令和2年12月から令和4年8月31日までの間に消費者安全法に基づく通知<sup>2</sup>を受けて公表したトランポリンパークを利用中の事故22件のうち、約8割(14件)が、「てんとう虫パークBIGSTAGE河内長野店」(所在地：大阪府河内長野市原町四丁目2番3号)において発生したものでした。

消費者庁が同店で事故に遭った利用者に関き取り調査を行ったところ、調査対象者の事故は、トランポリンや体操の経験のない利用者が宙返り等の危険な行為をしたことによるものや、競技用トランポリンで高く跳躍した際に空中でバランスを失ったことによるもの、1つのトランポリンで同時に複数人が跳躍したために予期した以上に高く跳躍することによって空中でバランスを失ったものなど、前述の注意事項に関連するものでした。同時に、宙返り等の危険性についての同店での説明は利用者にとって印象に残るものではなく、また、宙返り等の危険な行為しても店舗から止めるよう注意はなされず、利用者は、事実上、制約なく宙返り等の危険な行為を行っていたことが窺われました。

同店は、消費者庁に対し、許可なく宙返りをするを禁止し、係員による監視をしていると説明していますが、同店での事故件数や利用者からの聞き取り内容を踏まえると、実際には、禁止事項についての説明や、利用状況の監視等の事故防止の取組が、不十分であることが窺われました。

施設側が監視や注意をしていなかったとしても、自分の技量を過信して宙返り等の危険な行為をしないようにして下さい。

#### 1 事故の件数

消費者庁が、令和2年12月の注意喚起から令和4年8月31日までの間に、消費者安全法に基づく通知を受けて公表したトランポリンパークを利用中の事故は22件です。

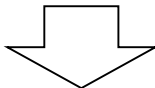
このうち14件が「てんとう虫パークBIGSTAGE河内長野店」を利用中に発生したものです。

#### 2 事故の事例と問題点

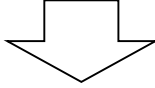
消費者庁では、令和2年12月の注意喚起において、1つのトランポリンを複数人が同時に利用して利用者同士が衝突した事例や、前方宙返りの着地の際に右膝が右目のまぶたに当たり、眼球のくぼみ部分を骨折した事例などを御紹介しました。

<sup>2</sup> 通知件数には、みなし通知(消費者安全法等の情報がWEBサイトに入力された場合等)の件数が含まれていません(消費者安全法第12条4項、同法施行規則第9条6項)。

- 令和2(2020)年12月9日  
消費者庁が国民生活センターと連名で注意喚起を実施。
- 令和4(2022)年4月26日  
消費者庁が注意喚起を実施。



- 令和2年の注意喚起から令和4年8月31日の間で事故情報データベースへの登録件数22件のうち、14件がてんとう虫パークBIGSTAGE河内長野店で発生した事故。



- 令和4(2022)年9月20日  
消費者庁が消費者安全法第38条第1項に基づく注意喚起を実施。



## ○経済産業省審議会資料(令和4年3月25日開催)

### ガストーチの安全性能に関する技術基準案に係る検討(事故動向)

- ガストーチは、近年、アウトドアやDIY、炙り料理などに使用されるなど一般消費者に浸透しつつある。
- 消費生活用製品安全法や消費者安全法に基づく報告・通知によれば、ガストーチを使用したことによる火災や、やけどなどの事故件数が増加傾向にある。
- 関係機関と連携し、事故の詳細を含めた情報収集と、被害の拡大防止に向けた対策が求められている。

#### <ガストーチとは>

カセットボンベなどのガスカートリッジと点火装置及びノズルが付属している本体を接続して、ガス流量等を調節しながら点火装置で着火し、火口から高温の炎を噴出させる燃焼器具。



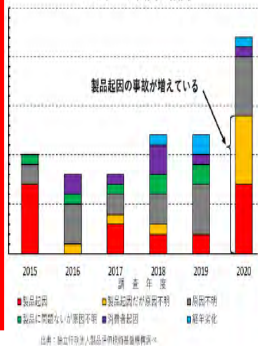
※今後、ガストーチに係る検討を進めていくうえでは、どのようなタイプ(ガスカートリッジの形状、同接続部の形状等)のガストーチを対象とするのが要検討

#### <ガストーチに係る事故の発生状況>

事故件数	2020年	2021年
製安法重大製品事故	14	8
それ以外の事故	30	36
合計	44	44

出典:消費者庁・消防庁調べ

#### ガストーチ火災の傾向



出典:「製品安全」製品安全情報提供機関調べ

#### <事故事例>

- ・ガスカートリッジのガス取り出し口とガストーチを接続する部分の気密を保持するためのOリングに気密不良が生じたことで、ガスが漏えい・引火
- ・ガス流量調整用のニードル弁の回転軸貫通部の気密を保持するためのOリングに気密不良が生じたことで、ガスが漏えい・引火
- ・ガストーチを下向きに傾けて使用した際にガスカートリッジ内の液化石油ガスが液相のままバーナーのノズル部へ流出したことで、炎が異常に大きくなりやけど

### ガストーチの安全性能に関する技術基準案に係る検討(今後の進め方)

- 国内品は対策が進みつつあるが、輸入品では対策が進んでいるか不透明。
- 事故発生防止のためには、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(液石法)に基づく技術基準の適用範囲であるガス器具等にガストーチを追加し、製造・輸入事業者が技術基準への適合性を確認を義務づけることが効果的な対策と考えられる。
- まず、事故発生状況や国内に流通している製品の状況等を整理しつつ、技術基準案を作成するための技術的検討を行う調査を行い、今後の法令改正につなげていく。

#### <安全対策の状況>

- ◆ 国内では、安全性向上対策として、一般財団法人日本ガス機器検査協会(JIA)が、「ガストーチ検査規程」※を令和2年11月に制定し、JIAが検査を実施。  
(※JIAが行う検査の技術上の基準及び検査の方法等を規定したもの)
- ◆ 国内製造事業者では、出荷台数(年間約70万台※)のうち、令和4年3月までに台数ベースで81%の製品でJIA検査の受検を予定。さらに、受検開始時期が確定できていないが受検予定である製造事業者も含めると98%に達する予定であり、対策が進んでいる。  
(※一般社団法人日本ガス石油機器工業会の会員となっている事業者が製造しているカセットボンベ接続タイプガストーチについての出荷台数、受検比率の値)
- ◆ 一方、輸入品については、安全性の確認が十分実施されたうえで輸入・販売されたか判然としない製品が多い。
- ◆ 外国の規格やISOには、ガストーチの規格、検査規格が存在していないことも輸入品の安全性能に影響していると推察される。

#### <調査内容(案)>

- ① 事故事例の調査  
ガストーチに起因する事故事例を調査し、各々の事故事例に対して必要な対策を整理する。
- ② 規制対象の範囲に含める燃焼器具の調査  
国内で流通しているガストーチの種類を調査し、規制対象とすることを想定するガストーチの範囲を検討する。
- ③ 現物調査並びに試験の試行  
製品の特徴把握のための現物調査並びに安全性を確認するための試験案の検討のために試験の試行を行う。
- ④ 技術基準案の検討  
①～③の調査結果を踏まえ、ガストーチに係る安全性能として求められる事項について検討を行い、適切な技術基準案を作成する。

## 子どもの事故防止に関する取組

### 保護者等に向けた周知・啓発

- ①主なウェブサイト、メール、SNS
- ・「子ども安全メール」、Twitter、Facebook（消費者庁）
  - ・「健やか親子21」ホームページ、Twitter、Facebook（厚生労働省）
  - ・「リコール・製品事故情報(製品事故対策室)」Twitter（経済産業省）

- ②主な啓発資料
- ・「子ども事故防止ハンドブック」(消費者庁)
  - ・「救急事故防止リーフレット」(消防庁)
  - ・「学校向けリコール製品リーフレット」(経済産業省、消費者庁)
  - ・「公園遊具の安全利用に関するパンフレット」(国土交通省、日本公園施設業協会)

- ③その他
- ・「子供向けの製品安全教育」等、消費者教育事業(経済産業省)
  - ・「海上安全教室」等、海の安全推進活動(海上保安庁)

※「子どもの事故防止週間」を設定(令和4年度:7月25日~31日)し、関係府省庁が連携した広報を集中的に実施



保護者

地方公共団体  
・  
事業者  
・  
関係団体

安全な製品の普及

### 施設等での事故防止に関する指針等

- ①教育・保育施設
- ・「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(内閣府、厚生労働省、文部科学省)
  - ・「学校事故対応に関する指針」(文部科学省)

- ②公園、遊戯施設、公共施設
- ・「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」(国土交通省)
  - ・「商業施設内の遊戯施設の安全に関するガイドライン」(経済産業省)
  - ・「プールの安全標準指針」(国土交通省・文部科学省)



- ・PSCマーク等、消費生活用製品安全法による規制(経済産業省)
- ・キッズデザイン賞の取組、同賞受賞製品の普及(経済産業省)





消費者や事業者等に幅広く周知するため、消費者庁ウェブサイトのほか、SNS、パンフレット、メールマガジンといったツールを活用

## Twitter

○消費者庁Twitter(@caa\_shohishacho)



## メールマガジン

※ 未就学児の保護者等を対象に、子どもの思わぬ事故を防ぐための注意点や豆知識を配信

Vol.535 ご家庭でおむつを替えるときの転落に注意してください



消費者庁は、家庭内のベビーベッドやソファ等の上でおむつを替えているときに、子どもが転落し、けがをしたという事故情報が医療機関(\*)から寄せられています。

- ・「高さ30cmのベビーベッドの上でおむつを替えていたとき、傍に置いてある物を取ろうとして一瞬目を離したときに床に転落した。床は畳の上にジョイントマットを敷いていたが、頭部を打撲した。」(0歳)
- ・「高さ60cmの大人用ベッドの上でおむつを替えた後、保護者がその場を離れたときに転落した。保護者が戻ったときには泣いており、後頭部が赤くなっていた。」(0歳)

子どもは、じっとしていても動かないと思っても、不意に動き出してしまうことがあります。家庭内でベビーベッドやソファ等の高さがあるものの上でおむつを替えるときは、転落の危険があるため注意しましょう。

また、絶対に子どもから目を離さないようにして、高さがあるものの上でおむつを替えるときには、子どもをのせる前に替えのおむつ等の必要なものを準備し、子どもを降ろした後に片付けやごみ捨てをするようにしましょう。

○子どもを事故から守る！  
Twitter (@caa\_kodomo)



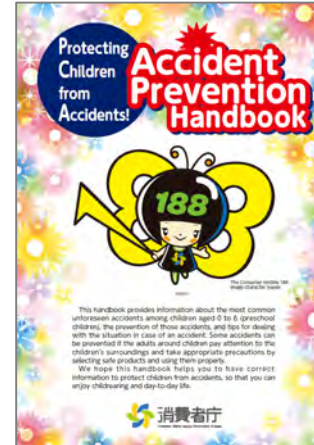
## パンフレット

※ 未就学児に予期せず起こりやすい事故とその予防法・対処法のポイントをまとめたもの。ウェブサイトへの掲載のほか冊子版も配布。

【日本語版】



【英語版】



【中国語版】



## 消費者安全調査委員会設立 10 年間の活動報告書 (ポイント)

10 年を通じ、消費者事故全般を対象とする事故調査機関という困難な組織モデルを目指し、課題はあるがおおむね実現

### 10年間の主な活動実績

- 調査対象：23 件（うち申出制度を契機：13 件） 調査報告書の公表：19 件（年平均約 2 件、平均調査期間約 20 カ月）
  - ・ 調査期間の最短 7 か月（水上設置遊具溺水事故） 最長 46 か月（エレベーター事故）
  - ・ 調査期間が長いとの指摘あり。原因究明のための丁寧な再現実験の実施、再発防止策の検討、フォローアップ案件の恒常的な積み上がりが要因
- 消費者安全法には規定のないフォローアップの導入
  - ・ 意見先行政機関に対する再発防止策の取組状況の公開ヒアリング等を通じて意見具申の実効性を担保
  - ・ フォローアップの中で報告書公表後の類似事故発生を受けて追加意見を出した例あり（機械式立体駐車場の事故）
  - ・ フォローアップ終了までに時間がかかることが課題（これまで終了したのは 3 件）
- 選定事案の傾向
  - ・ 特定の事故を契機として選定（14 件）、特定の事故を契機とせず一定の事故類型をテーマとして選定（9 件）
  - ・ 複合的要因の事故、要配慮者（子供、高齢者等）の事故、社会に新たに登場した製品やサービス起因の事故
- 意見具申の総数：192 項目
  - ・ 法規制対応を求めたもの 4 件、製品等の規格・標準の策定等を求めたもの 25 件、事業者・業界・自治体への指導や周知を求めたもの 42 件、適切な保守維持管理の体制整備を求めたもの 21 件 消費者への注意喚起を求めたもの 45 件 等
- 委員会の発信力強化に向けた考え方のとりまとめ（2020 年 12 月）
  - ・ 原因調査の効率化（関係機関の調査の活用等）、機動的な意見具申の実施、実験・研究・映像等のデータの積極的公開
- 関係省庁において委員会が分野横断的な事故調査機関であるとの認識が定着、委員会に対して協調的・協力的な姿勢に転じてきているとの委員間での認識の広がり



## 委員会設立前の在り方検討会の提言内容（2011年5月）からみた評価

### (在り方検討会の提言内容)

1. 事故の特性に応じた調査  
対象の選別（個別の事故調査、事故情報等の解析・傾向分析）  
すき間事故への対応
2. 事故調査機関に求められる属性の確保  
「独立性」「公正性」「網羅性」「専門性」
3. 刑事捜査と事故調査の遂行の調整
4. 再発防止のための事故調査  
自然科学的事象のみならず、ヒューマンファクター、組織文化等も考慮した調査の実施
5. 被害者等に向き合う調査の実施

### 在り方検討会提言はおおむね実現

1. 個別事故に加え、類似事故を含めテーマとしての調査を実施、他機関の調査の評価やすき間事故にも対応
  2. 独立性、公平性、網羅性、専門性はおおむね実現、被害者又は申出者に限らず広く関係者から意見聴取
  3. 警察庁との間で相互協力を確認する覚書締結（事故再現実験での協力等）
  4. 複合的要因を探求解明（複雑な業界構造を踏まえた意見具申等も実施）  
利用者としての消費者特性（子供、高齢者等を含む）を想定した安全性の検討
  5. 申出制度の導入、担当官による調査結果の情報提供
- さらに、在り方検討会提言にないフォローアップ作業をルール化

### 他方、課題も存在

- ・ 事故現場の検証などの初動調査が機動的に出来ていない
- ・ 事務局の体制を含め専門人材の育成及び確保がまだ不十分
- ・ 端緒情報となる事故情報収集体制に課題

## 消費者安全調査委員会に求められる役割及び機能

- 在り方検討会の提言の方向性の維持及び強化  
課題として指摘された、①現地調査のルール具体化、②事務局体制の強化については特に対応が必要
- 関心領域の拡大及び深化  
①法制度を含む諸種のルール形成に果たす役割、②事業者と消費者をつなぎ安全安心な社会（産業）を共創していく役割
- 消費者安全を普及啓発するための対外的な発信力の強化  
案件の特性に応じ、再発防止の観点から、積極的な注意喚起の実施等
- 実効性を担保するための関係機関等への働き掛けや連携の強化
  - ① 地方自治体への働き掛け、異なる行政機関同士の連携の働き掛け、関係業界や関係事業者等との連携
  - ② 調査の効率化のための国民生活センター等の関係機関との連携
  - ③ 事故情報収集のための医療機関等との連携
- 事故の端緒を把握するための情報収集力及び調査分析力の強化
  - ① 端緒情報の収集力の強化、② 中長期的な事故の発生状況やその傾向及び社会経済の変化の把握、③ 海外情報の調査分析の強化

### 【社会経済環境の変化や消費者行動から留意すべき事故類型】

- 要配慮者を含む消費者の行動と関わりが深い事故
  - 新たなサービスの出現による事故
  - グローバル化の進展に伴う輸入製品の流通による事故
  - 社会経済のデジタル化の進行による事故（AIやドローン等）
  - 持続可能な社会の実現に関連した事故（中古品やリビルド品関連を含む）
  - 製品のカスタマイゼーション等に起因する事故
  - 関係者の複層化した事故（製品の配置・使用環境の多様化等含む）
- 等